

特記仕様書

工 事 番 号	保維 8-5
工 事 名	宇治白川線（その 7）舗装修繕工事
工 事 場 所	宇治市宇治折居 地内
工 期	契約日 ～ 令和 9 年 1 月 29 日限り

（適用範囲）

本特記仕様書は「宇治白川線（その 7）舗装補修工事」（以下「本工事」という。）に適用する。

（総 則）

本工事は本特記仕様書によるほか、

- ＜宇治市＞ 「土木工事共通仕様書（案）」
（以下「宇治市共通仕様書」という。）
「土木工事施工管理基準」
- ＜近畿地方整備局＞ 「土木工事共通仕様書（案）」
「土木工事施工管理基準」
「土木請負工事必携」
- ＜京都府＞ 「土木工事共通仕様書（案）」
（以下「京都府共通仕様書」という。）
「土木工事施工管理基準」「土木請負工事必携」

に基づき施工すること。

本工事は工事請負契約における設計変更ガイドライン（案）によるものとする。

（週休 2 日制工事について）

- 1) 本工事は、受発注者双方が工程調整を綿密に行い、月単位の週休 2 日を確保できるよう工事を実施する週休 2 日制工事である。
- 2) 週休 2 日制工事の実施は、「宇治市週休 2 日制工事試行要領（土木工事）」に基づき、実施すること。
- 3) 実施にあたっては、建設現場における環境整備のため、月単位の週休 2 日が確実に確保できるよう受発注者間で工程を調整し、施工計画を作成するなどの取り組みを行うこと。なお、月単位の週休 2 日の現場閉所を行ったと認められない場合は工事打合簿により、その理由を監督職員に報告すること。
- 4) 予定価格には月単位の週休 2 日を達成した場合の補正係数を各経費に乗じているが、月単位の週休 2 日に満たない場合は、契約書第 24 条の規定により、各経費に乗算する補正係数を 1.00 に変更するものとする。
- 5) 月単位の現場閉所日数及び達成状況を工事月報の記事欄へ記載すること。
- 6) 月単位又は通期での週休 2 日を達成したと認められた場合、工事成績評価において加点する。
- 7) 受注者は、近畿地方整備局管内で実施する毎月第 2・第 4 土曜日の建設現

場一斉閉所に努めるものとする。

（ウィークリースタンス）

本工事（業務）はウィークリースタンスの対象であり、以下の項目について取り組むこととする。

- （１）休日の翌日（月曜日等）は依頼の期限日としない。
- （２）休日の前日（金曜日等）に新たな依頼をしない。
- （３）勤務時間外に書類作成等の依頼をしない。
- （４）昼休みや勤務時間外の打合せを行わない。
- （５）作業内容に見合った作業期間を確保する。（適正な期限日を設定する。）
- （６）打合せはWEB会議（ビデオ会議）も活用する。
- （７）前号のほか、工事（業務）の労働環境改善に関わる取り組みを行う。

なお、災害対応等で緊急を要する場合は、緊急対応期間に限り、取組を不要とする。

また、工事（業務）の特性を踏まえ、取り組むことが不適当な項目がある場合は、事前に連絡を行い、受発注者間で共有する。

（工事着手）

本工事の着手時期は、事前に発注者と受注者が協議の上決定するものとする。

（工事の施工に伴う協議・調整）

- １）本工事の施工に伴う関係機関との協議及び地元地域との調整は、受注者が行うものとする。
- ２）前項の結果により施工方法等の変更が生じた場合は監督職員の指示に従うこと。

（工事着工前調査）

- １）受注者は、工事着工前に設計図書を照査として事前測量を実施し、施工面積の確認を行ってから施工を行うこと。
- ２）事前測量の際、仕切弁・消火栓ボックス及び他企業の鉄蓋等の高さを十分考慮し、施工計画を立てること。

（関連工事の調整）

本工事区域内またはこれに近接して他の工事（民間工事を含む）がある場合は、工程・通行規制および工事車両の搬入・搬出等十分調整を行うものとする。

なお、本工事の工程等に影響を受ける場合には、監督職員の了承を得るものとする。

（建退共の提出書類）

受注者は、下記の書類（様式は宇治市ホームページ掲示）を発注者に提出しなければならない。

提出書類	提出時期	摘 要
掛金収納書の写し	契約時	
建退共運営実績報告書	完成時	
労働就労日報	完成時	
受払簿	完成時	契約工期 3 ヶ月以上
適用標識（シール）の掲示	施工中	写真確認
辞退届	随 時	建退共対象者延人数が 0 人となる場合

（法定外の労災保険の付保）

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

（請負業者賠償責任保険の加入）

受注者は、工事遂行中に他人の身体もしくは財物に損害を与えた場合の損害賠償について、「請負業者賠償責任保険」の加入に努めなければならない。加入した場合は、保険証書等の加入が確認できる書面の写しを工事着手日までに監督職員に提出しなければならない。保険の期間は、工事期間（着工から目的物引渡し予定日）とする。

なお、保険金額は、請負金額、工事の種類、規模等により受注者が定めるものとする。また、契約は、工事毎の契約とするか又は年間に付する総括契約とするかを問わない。

（施工体系図の記載）

受注者は、施工体系図に、すべての下請負業者及び警備業者を必ず記載すること。

（建設資材の分別解体）

本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（（平成 12 年法律第 104 号）。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「特約条項 解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

① 分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体の方法
	①仮設	仮設工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	②土工	☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用
	③基礎	☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他（ ）	☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

② 資源化等をする施設の名称及び所在地

下表の受け入れ施設は、積算上の条件明示であり、再資源化施設を指定するものではない。

なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。

ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りでない。

建設副産物（夜間）	受入場所	受入期間及び受入時間	その他受入条件	距離
アスファルト塊 スラグ （路盤材）	株式会社玉井道路	第 2 土曜・日曜・ 祝日を除く 毎日 22 時～翌 4 時	50cm×50 cm 以下に限る。 ゴミ等の混入は厳禁。	5.6 km
コンクリート塊 （無筋）	有限会社 和東砕石販売	【平日・土曜】 16 時 30 分～翌 8 時	夜間受入は事前予約要。	21.5 km

※ 1 仮置きに伴う費用については設計変更の対象としない。

※ 2 処分地先の変更に伴う費用については設計変更の対象としない。

（舗装版切断作業時に発生する排水処理）

舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された排水については、適正に処理するものとし、必要な経費については、監督職員と協議の上、設計変更の対象とする。

ここで、「適正に処理」する際には、「廃棄物の処置及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（受注者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正な処理のために必要な廃棄物情報（成分や性状等）を処理業者に提供することが必要である。

なお、受注者は、排水の処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）につい

て、監督職員から請求があった場合は、提示しなければならない。

(産業廃棄物に関する書類の提出)

受注者は、「廃棄物処理計画書（報告書）」及び添付書類を提出すること。
 なお、添付書類は以下によるものとする。

(産業廃棄物に関する書類の提出)

受注者は、「廃棄物処理計画書（報告書）」及び添付書類を提出すること。

なお、添付書類は下表によるものとする。

また、「土木工事共通仕様書（案）第 24 条建設副産物 8. 計画書及び実施書の様式及び保管」については、下記のとおり読み替えるものとする。

再生資源利用計画、再生資源利用促進計画及びその実施状況を記載する様式については、国土交通省ホームページ（http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm）に掲載の建設リサイクル報告様式（計画書・実施書）（EXCEL 形式）を使用し、自社で工事完成後 1 年間保管し、計画書 1 部、実施書 1 部及び上記ホームページに掲載の様式を用いて作成した電子データを監督職員に提出するものとする。

建設副産物情報交換システムを利用の場合は、計画書 1 部、実施書 1 部を提出するものとする。

	廃 棄 物 処 理
計 画	○ 廃棄物処理計画書
	○ 処分地の位置図及び経路図
	○ 産業廃棄物処理処分業許可書の写し （指定した処分地と同じであれば不要）
	○ 収集運搬を委託する場合 産業廃棄物収集運搬業許可書の写し （自己運搬であれば不要）
	○ 産業廃棄物処理委託契約書の写し 自己運搬の場合 ・ 排出事業者と処理業者の契約書の写し 収集運搬を委託する場合 ・ 排出事業者と処理業者の契約書の写し ・ 排出事業者と収集運搬業者との契約書の写し
	○ 仮置きする場合 ・ 現場～仮置場～処分地の経路図 ・ 打合簿 仮置場の住所 搬出車両の最大積載量
	○ 指定処分地で処分地の変更が生じた場合 ・ 打合簿 処分地の名称・所在地
	○ 再生資源利用促進計画書

変 更	○ 当初計画書から数量のみ変更の場合は、変更計画書は不要
	○ 処分地変更(当初計画書からの変更) ・ 廃棄物処理変更計画書 ・ 処分地の位置図及び経路図 ・ 産業廃棄物処理処分業許可書の写し ・ 産業廃棄物処理委託契約書の写し
	○ 運搬方法変更(当初計画書からの変更) ・ 廃棄物処理変更計画書 ・ 産業廃棄物収集運搬業許可書の写し ・ 産業廃棄物処理委託契約書の写し
	○ 再生資源利用促進計画書は不要
報 告	○ 廃棄物処理報告書
	○ 「運搬管理表」または、「マニフェストの写し」 (マニフェスト原本は検査時に提示) (マニフェストで積載重量確認が出来ない場合は伝票等)
	○ 再生資源利用促進実施書(EXCELデータ含む)
	○ 写真 ・ 処分地 ・ 仮置きがある場合は仮置場 ・ 自己運搬 産業廃棄物運搬車 業者名 ・ 委託運搬 産業廃棄物運搬車 業者名 許可番号

(再生資源利用計画)

受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

(再生資源利用促進計画)

受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に提出しなければならない。

また、受注者は法令等に基づき、工事現場において再生資源利用促進計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

（再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等）

受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合には、工事現場内の土地の掘削その他形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。

また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

（産業廃棄物の仮置き）

産業廃棄物を仮置きする場合は、「京都府産業廃棄物の不適切な処理を防止する条例」・「条例施工規則」を遵守しなければならない。

（産業廃棄物税）

平成 17 年 4 月 1 日より「京都府産業廃棄物税条例」に基づき導入される産業廃棄物税（以下「産廃税」という。）は、京都府内の最終処分施設に搬入される産業廃棄物について課税されるものである。

また、中間処理施設に搬入された産業廃棄物においても、リサイクル後の処理残滓等が最終処分場に搬入される場合は、最終処分場に搬入される量に対して課税される。

なお、本工事においても、産廃税相当額を見込んでいる。

（建設副産物の搬出）

本工事の施工により発生するアスファルト殻、コンクリート殻等は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃棄物処理法）の許可を受けた「再資源化施設」「中間処理場」「最終処分場」等に搬出する事とし、その際、必ず積載量を測定し、その資料（計量伝票等）を提出すること。ただし、宇治市が指名停止措置等を行っている受入場所には搬出しないこと。

（低騒音型・超低騒音型の使用）

本工事の施工に当たっては、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」（平成 9 年度建設省告示第 1536 号）に基づく建設機械の使用は考えていないが、現場条件により使用しなければならない場合は、監督職員と協議するものとする。

ただし、供給側に問題があり、低騒音型建設機械を調達することができない場合（受注者の都合で調達できない場合は認めない）は、必要書類を監督職員に提出するものとする。

なお、低騒音型建設機械を使用する場合、施工現場において使用する建設機械の「'97 ラベル」が確認できる写真を監督職員に提出するものとする。また、「旧基準'89 ラベル」の機種においても新基準の指定を受けているケースもあるため建設機械メーカーに確認し、「新基準'97 ラベル」に貼替えを行うこと。

（段階確認・立会確認）

受注者は、工種の施工段階において、段階確認（立会確認）を受けなければならない。

段階確認は「段階確認書」（様式 16-1）、立会確認は「立会確認書」（様式 17-1）によるものとし、「段階確認書」及び「立会確認書」には確認内容が把握できる写真を添付すること。

ただし、段階確認・立会確認の実施時期及び実施個所は監督職員が定めるものとする。

段階確認

種 別	細 別	施工段階（確認時期）
瀝青安定処理工	厚み	施工前・完了時（1 回／1 工事）
基層工	厚み	施工前・完了時（1 回／1 工事）
表層工	厚み	施工前・完了時（1 回／1 工事）

※上記に記載されていない事項についても監督職員の指示があれば、確認を受けること。

立会確認

種 別	細 別	確認細別	施工段階（確認・立会時期）
舗装工	表層 基層 As 安定処理	舗装厚検測 コア採取	車道：（表層、基層、As 安定処理） 採取場所は、監督職員の指示による。 完了時
表層工	平坦性試験	路面の仕上り	完了時

※上記に記載されていない事項についても監督職員の指示があれば、確認を受けること。

（材料確認）

受注者は、工事に使用する材料は、監督職員の確認を受けなければならない。

材料確認は「材料確認書」（様式 15-1）によるものとする。

また、「材料確認書」には、確認内容が把握できる写真等を添付すること。

ただし、材料確認の実施時期及び実施材料は監督職員が定めるものとする。

（施工管理）

・品質管理試験

本工事の施工に伴い実施する品質管理試験は、品質管理基準に記載される「必須」項目を実施し、「その他」の項目については、監督職員の指示により実施するものとする。

・規格値

品質及び出来形の規格値は、土木工事施工 管理基準及び規格値によるものとする。

（安全に関する研修・訓練等の実施）

受注者は、土木工事共通仕様書（案）の第 3 4 条「工事中の安全確保」の 1 0 から 1 2 に規定する安全に関する研修・訓練等において、下請企業及び労働者へのしわ寄せの防止を図る観点から、以下の内容の研修を 1 回以上実施しなければならない。

（１） 建設工事の請負契約に関すること

（２） 労働関係法令に関すること

【研修の参考とする図書等の例】

- ・ 工事請負契約書（第 5 1 条）
- ・ 建設業法遵守ガイドライン（令和 4 年 8 月 国土交通省）
- ・ 建設産業における生産システム合理化指針（平成 3 年 2 月 建設省）
- ・ 新しい建設業法遵守の手引（（公財）建設業適正取引推進機構）

（標示板の設置）

受注者は、工事の施工にあたって、工事現場の公衆が見やすい場所に、工内容、工事期間、工事種別、発注者、施工者等を記載した標示板を設置しなければならない。

記載項目のうち、「工事内容」、「工事種別」については、以下によるものとする。

工事内容：傷んだ舗装をなおしています 工事種別：舗装修繕工事

標示板の記載例

工事標示板の大きさ（横114cm×縦140cm）

ご迷惑をおかけします	
傷んだ舗装を なおしています	
令和〇〇年〇〇月〇〇日まで 時 間 帯 21:00～翌6:00	
舗装修繕工事	
発注者	宇治市建設部維持課 電話〇〇-〇〇〇〇
施工者	〇〇〇〇建設株式会社 電話〇〇-〇〇〇〇

設置位置	・工事区間の起終点に設置する。 ・車線規制を行う場合には、規制区間の起終点にも設置する。 ・ドライバー等の視認性を考慮した箇所に歩行者の支障にならないように設置する。
設置期間	・路上工事開始から路上工事終了までの間設置する。
規格色彩等	・「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文、「〇〇工事」等の工事種別は、青地に白抜き文字とする。 ・「〇〇をしています」等の工事内容、工事期間は、青色文字とする。 ・その他の文字及び線は、白地に黒色とする。 ・縁の余白は2cm、縁線の太さは1cm、区画線の太さは0.5cmとする。 ・道路上に設置する場合は必要に応じ高輝度反射式または同等品以上のものとする。 ・道路上に設置する場合は、必要に応じ外枠にソフトカバーを付けること。

なお、道路幅員が狭小な場所等で上記の大きさの標示板が設置困難な場合は、通行者に対し工事内容が判別できる程度の大きさまで縮小した標示板を設置出来るものとする。

標示板の記載例

工事標示板の大きさ（横55cm×縦140cm）

傷んだ舗装をなおす工事 を予定しています。	令和〇〇年〇〇月〇〇日頃 から
発注者 宇治市建設部維持課 電話 00-0000 施工者 〇〇建設株式会社 電話 00-0000	

設置位置	・ 予定している路上工事に関する工事情報を歩行者、沿道住民へ提供するため、工事情報看板に代えて歩道または路肩に設置する。
設置期間	・ 路上工事を開始する1週間以上前から路上工事を開始するまでの間設置する。
規格色彩等	・ 色彩は、「〇年〇月〇日頃から」、「〇〇を〇〇する工事を予定しています」等の工事内容については青色文字とする。 ・ その他の文字及び線は、白地に黒色とする。 ・ 道路上に設置する場合は、必要に応じ外枠にソフトカバーを付けること。
摘要	・ 設置の要否は沿道環境を考慮し、個別に判断する。 ・ 工事開始時に速やかに撤去すること。

（環境等の保全）

受注者は、下記項目の環境保全に努めなければならない。

- 1) 工事車両や建設機械のアイドリングストップを励行すること。
- 2) 工事用水及び工事中に発生する湧水等をポンプ排水により既設側溝や排水路に放流する場合は、土砂流出防止対策を行うものとし、濁水を直接放流させてはならない。

3) 地域における伝統的行祭事等の実施が円滑に行われるよう地元等と十分に調整の上、工事を実施すること。

(不正軽油使用防止の徹底)

受注者は、建設機械等の燃料としての軽油は J I S 規格軽油 以外のものを使用してはならない。又、下請業者等に対しても不正軽油使用防止の指導・監視を徹底するものとする。

受注者は、京都府税務調査員による燃料検査に協力しなければならない。

(仮設トイレの設置)

受注者は、工事の施工にあたって仮設トイレを設置するよう努めなければならない。設置出来ない場合は代替となる方法を講じなければならない。

(交通誘導警備員)

本工事における交通誘導警備員は、下記のとおり計上しており、配置状況を「工事月報」に記録し、監督職員に報告するものとする。

所轄警察署等との打ち合わせ結果又は条件変更に伴う配置箇所の増減が生じた場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

また、条件変更及び受注者にて特に必要と認めた場合は、その対策等について監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

交通誘導警備員 B 延べ人員 56 名（夜間）

(安全施設類の設置)

標識類、防護柵等の安全施設類については、現場条件に応じて設置する他、監督職員と打ち合わせを行い実施すること。

なお、打合せの結果または、条件変更等に伴い、道路工事保安施設設置基準(案)以上の保安施設類が必要な場合は監督職員と協議するものとし設計変更の対象とする。

受注者は、施工に先立ち作成する施工計画書に、安全施設类等設置計画（交通誘導警備員配置計画書を含む）を作成し、監督職員に提出すること。

また、受注者は工事期間中の安全施設类等の設置及び交通誘導警備員の配置状況が判明できるよう写真等を整備し、完成検査時に提出しなければならない。

(施工方法)

通行規制については、**【夜間】車両片側交互通行規制**とする。

なお、本路線は、大型車を含む交通量が多く、規制方法については綿密に計画を立て、監督職員と協議のうえ施工するものとする。

本工事における一日の工事施工後は、必ず基層以上までの復旧を実施するものとし、段差部については据付を行い、第三者交通に支障がないか確認してから当日の作業を終了するものとする。

また、基層解放を行う場合は、既設舗装との段差に伴う安全対策を徹底し、第三者交通の速度が抑制されるよう、注意喚起の表示等の対策にも努めること。

（コンクリート打設後の養生）

コンクリート打設後の養生については、車両・歩行者の通行に支障を及ぼさないよう、養生方法及び資機材の配置に十分配慮すること。

（配筋箇所の撮影）

配筋箇所を撮影する際は、ピッチ・かぶりが分かるように撮影すること。

（スペーサー）

受注者は、鉄筋のかぶりを保つようにスペーサーを設置するものとする。

※ 蓋掛工

（コンクリートの水セメント比）

受注者は、土木コンクリート構造物の耐久性を向上させるため、一般の環境条件の場合のコンクリート構造物に使用するコンクリートの水セメント比は、鉄筋コンクリートについては55%以下、無筋コンクリートについては60%以下とするものとする。

但し、水セメント比の上限値の変更に伴い呼び強度を変更する場合は、設計変更の対象としないものとする。

また、水セメント比を減ずることにより施工性が著しく低下する場合は、必要に応じて、高性能AE減水剤の使用等の検討を行い、監督職員の承諾を得るものとし、設計変更の対象とする。

（アルカリ骨材反応抑制対策）

アルカリ骨材反応抑制対策については、「アルカリ骨材反応抑制対策（土木構造物）実施要領」（土木請負工事必携（H29.9）10. コンクリート中の塩化物総量規則及びアルカリ骨材反応抑制対策実施要領）によるものとする。

（支障物件等）

本工事区間の支障物件は下記のとおりである。受注者はNTTと連絡を十分に行うこと。

また、移設時期等を延期するような場合は設計変更の対象とする。

支障物件	管理者	位置	企業者との協議	移設時期	工事方法	立会
マンホール蓋	NTT	施工範囲内	済	協議中	高さ調整	有

（占用物件等）

本工事に地下埋設物等の支障物件について調査し監督職員に報告すること。

なお、工事に支障がある場合は施工方法、工程について協議を行う。

（架空線の事故防止）

受注者は、架空線（配電線・送電線等）下付近で作業する場合、労働安全衛生法規則等により（感電事故防止について）事前に当該事業者と協議し必要な保安措置を行わなければならない。また施設・設備に損害を与えた場合は、速やかに監督職員に報告するとともに、関係機関に連絡し応急措置をとり受注者の

負担によりこれを補修しなければならない。

(工事施工時間)

本工事の工事施工時間は、下記を原則とする。

但し、これにより難しい場合は、監督職員と協議の上、その指示によるものとする。

工事施工時間（夜間）	21:00 ～ 翌6:00
------------	---------------

(用地境界杭、境界プレート等について)

用地境界杭、プレート、ピン等が施工するにあたり影響を及ぼすと考えられる場合、監督職員の確認を受け、かつ監督職員と事前測量及び復元についての協議を行うこと。

(街区基準点について)

街区基準点の取り扱いについては、監督職員と協議の上、事前測量及び復元についての協議を行うこと。

(本工事で使用する製品について)

本工事で使用する側溝製品（蓋掛工・枘工）は、既存のグレーチングを再利用するものとする。

ただし、再利用が不可能な場合は、監督職員と協議するものとし、必要によって設計変更の対象とする。

(再生資材の利用について)

本工事については、下記のとおり再生資材を使用する。

ただし、再生材製造工場の都合等により下表の再生資材の入手が困難な場合については監督職員と協議の上、新材とするものとし設計変更の対象とする。

資 材 名	規 格	用 途	備 考
再生加熱アスファルト混合物	再生粗粒度アスコン (20)	基層	
再生瀝青安定処理混合物	再生瀝青安定処理材 (25)	上層路盤	

なお、再生資源を使用する場合は、以下により品質管理が適正であるか確認の上使用すること。

- ・再生資材を路盤材、補足材又は舗装材として使用する場合は品質等は「舗装再生便覧」による。

(アスファルト混合物事前審査制度)

受注者は、アスファルト混合物事前審査委員会の事前審査で認定した加熱アスファルト混合物を使用する場合は、事前に認定書（認定証、混合物総括表）の写しを提出することによって、アスファルト混合物及びアスファルト混合物の材料に関する品質証明書、試験成績表の提出及び配合設計書、基準密度、試験練りを省略することが出来るものとする。

監督職員の指示があった場合は、土木施工管理基準「品質管理基準」に基づきプラントの自主管理による試験結果一覧表を提出するものとする。

(納品書・納入書等の提出)

本工事で使用する下表、または、監督職員が指示した材料等について納品書・納入書等の原本若しくは、その写しを提出し発注数量との対比を行うこと。

資 材 名	規 格	適 用
加熱アスファルト混合物	改質Ⅱ型密粒度アスコン (20)	表層
再生加熱アスファルト混合物	再生粗粒度アスコン (20)	基層
再生瀝青安定処理混合物	再生瀝青安定処理材 (25)	上層路盤
レディーミクストコンクリート	24-12-20BB	蓋掛工・柵工・間詰コンクリート工
交通誘導警備員		

(提出書類)

本工事における提出書類は、「土木工事関係書類(様式)」(宇治市ホームページ掲示)によるほか、下記の書類を提出するものとする。

提 出 書 類	様式No.	部数	提 出 期 限
週間工程表	任意様式※ ¹	1	週末に
出来形図等	完成図 舗装展開図 各出来形管理表等	1	完成時

※ 1 週間工程表は任意様式であるが、監督職員が指示する項目については全て記載するものとする。

(個人情報の保護)

個人情報の取扱いには、十分注意するとともに、秘密保持を厳守し、適切な保管に努めると。また、発注者から提供された個人情報が記載された資料等は、目的外の使用を禁止し、目的完了後、直ちに返却すること。万が一個人情報漏洩した際は、受注者が責任を持って対処すること。